

調査等業務の低入札価格調査に関する事務取扱について

平成 28 年 3 月 29 日 中高契第 33 号 契約審査部長

中高技第 23 号 技術管理部長

平成 29 年 3 月 30 日 中高契第 33 号 契約審査部長(イ)

中高技第 15 号 技術管理部長(イ)

中日本高速道路株式会社契約規則（平成 18 年中日本高速道路株式会社規程第 25 号。以下「契約規則」という。）第 28 条第 3 項の基準による制度は、調査等の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申し込みに係る価格（以下「入札価格等」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるため、更には調査等の成果品の品質確保に支障が生じるおそれがある場合に、それぞれ必要な調査を行い履行可能か否か判断することにより調査等の適正な履行の確保を図るものである。したがって、その運用に関し、下記に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

記

第 1 対象となる契約

本取扱の対象となる契約は、「中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領」（平成 18 年 11 月 20 日付け中高契第 146 号企画本部長通達）（以下「契約事務処理要領」という。）5-1 に規定する契約のうち、契約制限価格が 250 万円以上の調査等とする。

第 2 調査基準価格

契約規則第 28 条第 3 項に規定する、相手方となるべき者の入札価格等によっては、その者により「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがある」場合とは、その者の入札価格等が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

調査基準価格は、次の表に掲げる業種区分ごとに、同表①から④までに示す額の合計額とする。なお、複数業種を混合する調査等にあつては、各々に示す額の合計金額とする。(イ)

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|---------------|-------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 測量業務 | 直接費 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 | — | — |
| 建築設計 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 設計業務 | 技術業務直接人件費の額 | 技術業務直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 |
| 土質地質調査等 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 |

第3 調査基準価格の確定

契約責任者は、対象調査等に係る請負契約を入札（見積り）（以下「入札」という。）に付そうとするときは、調査等価格対象額の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、第2の基準に基づく具体的金額を算出し、契約事務処理要領6-1③の規定に従い概要書等に記載するものとする。

第4 入札参加者への周知

契約責任者は、「入札（見積）者に対する指示書」に次に掲げる事項について別紙1の標準記載例に基づき明記することにより入札参加者に対して周知を図ることとする。

- (1) 低入札価格調査基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「入札者」という。）は、最低入札者または、総合評価方式の場合は最も評価の高い者、ならびにプロポーザル方式の場合は技術提案書及び見積者の特定が契約責任者から通知された者、（以下「最低入札者」という。）であっても必ずしも落札者（プロポーザル方式の場合は契約の相手方）とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札者は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が実施する調査に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回った入札者は、適正な品質確保及び契約履行を行うことを証明する旨の誓約書を代表取締役名で提出しなければならないこと。
- (6) 調査基準価格を下回った入札者は、調査に係る資料の提出要請に応じなければならないこと。
- (7) 低入札価格調査の結果、下記①又は②に該当する場合は、落札者としなければならないこと。
 - ① 当該入札価格等に計上する直接費、直接人件費等の額が当社の定める直接費、直接人件費等と比し低い場合における直接費、直接人件費等の設定理由が妥当でない
 - ② 当該入札価格等に計上する一般管理費等の額が当社の定める一般管理費等と比し低い場合における一般管理費等の設定理由が妥当でない
 - ③ 期限までに資料（上記(5)、(6)による。以下同じ）の全部または一部の提出がない
- (8) 期限までに資料及び資料の一部分の提出がない場合は、入札を無効とし資格登録停止の措置を講ずること。

第5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札の執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、最低入札者と併せて契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）についても、下記(1)、(2)の方法で入札参加者へ周知するものとする。

(1) 電子入札対象案件の場合

入札結果通知画面において「最低価格(最高評価値)応札者名」、「次順位者の応札者名」を記載のうえ通知する。

(2) 紙入札対象案件の場合

「最低価格(最高評価値)」、「最低価格(最高評価値)応札者名」、「次順位者の応札者名」を読み上げる。

第6 低入札調査の実施

低入札調査項目、実施者及び内容については以下のとおりとする。

(1) 低入札価格調査の項目

契約責任者は、調査基準価格を下回った入札者に対して、その価格によっては「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か」、「品質確保に支障が生じるおそれがあると認められるか否か」について、次の内容を、入札者からの提出資料やヒアリング、関係機関への照会等により調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

- ① その価格により入札した理由（入札価格に金額に対応した内訳書）
- ② 適正な履行体制の確保（履行体制・再委任の予定金額）
- ③ 配置予定技術者の状況
- ④ 手持ち業務の状況
- ⑤ 手持ち機械等の状況
- ⑥ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- ⑦ ①から⑥までのヒアリングした結果についての調査検討
- ⑧ ⑥の業務の成績状況
- ⑨ 経営内容、経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑩ 信用状態（賃金不払いの状況、再委任先への支払遅延状況その他）
- ⑪ その他必要な事項

(2) 低入札価格調査の実施者

調査は契約責任補助者（契約規則第6条に規定する契約責任補助者をいう。）が行うものとし、必要に応じ、支社の業務担当部署のチームリーダー又はサブリーダー、技術管理（環境・技術）チームリーダー又はサブリーダー、事務所等（組織規程第8条第1項に規定する事務所等をいう。以下同じ。）の業務担当部署の担当工事長又は課長、その他必要と認められる者を調査に参加させることができるものとする。

(3) 低入札価格調査の内容

調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、保留のうえ当該価格で品質の確保及び契約の履行が可能とされる理由等について、別添-1「調査等業務の低入札価格調査マニュアル」（以下、「低入札調査マニュアル」という。）における資料（様式-1～8、適正な品質確保及び契約履行を行うことを証明する旨の誓約書（様式-9）、上記資料の裏付けとなる根拠書類をいう。以下同じ。）を入札日から7日以内（休日を含めない。）に提出するよう求める。あわせて、提出期限までに低入札価格調査資料の全部または一部の提出がなかった場合、または低入札価格調査資料に明らかな不備が認められる場合は、落札者となるべきものとししない旨を告げる。また、求めた内容を資料提出要請書（別記様式-1）により速やかに入札者あて通知するとともに、入札者の経営状況や信用状態について保証会社等への照会を行うものとする。入札者より期限までに提出された低入札価格調査資料は、以下の内容について、低入札調査マニュアルに基づき調査を行うものとする。また、ヒアリングで追加資料の提出を求める場合は、期限を定めて求めるものとし、要求に応じない場合又は疑義が解決しない場合は、追加資料提出要請書（別記様式-3）を入札者あて通知するものとする。なお、上記要請書に定める期限までに追加資料の提出がない場合又は追加資料の不備や不適切な内容が認められる場合は、落札者となるべき者とししないものとする。

また、一旦提出を受けた資料の再提出又は修正は認めないものとする。

調査の結果、問題がなければ手続きを進める。

① 仕様及び数量

入札金額が、入札に必要な図書として交付した内訳書に対応する内訳書となっており、設計図書で規定している（仕様、数量等）を理解し見積りを行っていることを確認する。

② 設計技術者(労務)単価及び内訳書の金額

設計技術者(労務)単価及び内訳書の金額（以下「内訳金額」という。）について、当社の内訳金額に比し相当程度低いと認められる場合は、当該内訳金額の設定理由（再委任先との関係を含む）を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③ 間接費（測量及び土質地質調査（調査業務）の場合）

間接費の計上が適切であることを確認する。

④ その他原価（設計業務、土質地質調査（技術業務）、維持修繕計画検討（技術業務）の場合）

その他原価の計上が適切であることを確認する。

⑤ 一般管理費等（設計業務、土質地質調査（技術業務）、維持修繕計画検討（技術業務）の場合）

一般管理費等について、当社の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認する。

第7 調査結果の報告及び措置

調査の実施者は、調査の結果及び意見を記載した書面（以下「調査記録」という。）を作成し、契約責任者へ報告するものとする。なお、低入札価格調査資料の全部または一部が期限までに提出されない場合は入札者に提出されていないことを確認のうえ、調査記録を契約手続審査委員会（「契約手続審査委員会設置要領」平成19年10月29日付け中高契第133号企画本部長通達に規定する契約手続審査委員会をいう。以下同じ。）に諮り、その意見を求めなければならない。

(1) 品質の確保及び契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低入札者の入札価格等により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに最低入札者に落札者となった旨通知するとともに、他の入札者に対してその旨を知らせるものとする。この場合において、調査の対象者が落札したときは、当該調査等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札状況調書の写しの摘要欄等に「低入札」などと記載するものとする。

(2) 品質の確保及び契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低入札者の入札価格等では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査記録を契約手続審査委員会に諮り、その意見を求めなければならない。

第8 契約手続審査委員会の審査及び意見の表示

契約手続審査委員会は、契約責任者から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものでなく、個別の意見を表示するものとする。

第9 契約手続審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

(1) 契約手続審査委員会の表示した意見のうち、半数以上の意見が契約責任者の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見、又は品質の確保に支障が生じるおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約責任者は最低入札者を

落札者とせずに、次順位者を落札者と決定するものとする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第 6 以降と同様の手続によるものとする。

- (2) 契約責任者は、契約手続審査委員会の表示した意見のうち、半数を超える意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、又は品質の確保に支障が生じるおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- (3) 契約責任者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を知らせるものとする。

第 10 契約審査部長への報告

前項(1)において最低入札者(次順位者を含む。)を落札者とし、次順位者を選定した場合は、契約責任者は、契約規則第 75 条第 2 項第 7 号に基づき、遅滞なく当該競争に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約手続審査委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、契約審査部長へ報告するものとする。

第 11 契約後の扱い

(1) 監督・管理への活用

契約責任者は、本制度において調査対象となつた調査等において、履行可能と判断し契約締結した調査等については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、監督員は本調査内容と履行中の業務実施体制及び作業計画書との比較・確認を実施する等、監督・管理に活用するものとする。

(2) 虚偽の事実

監督員は、調査等の履行中や完了後に、引継ぎを受けた調査記録・誓約書において虚偽の事実が確認された場合は、その事実を契約責任者に報告するものとする。

なお、これらの事実が確認された場合は、必要に応じて、競争参加資格停止の措置や当該調査等の成績評定で厳格な反映を行うものとする。

附 則

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等業務から適用する。

この通達は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等業務から適用する。(イ)

以 上

別紙1（入札（見積）者に対する指示書の標準記載例）

第15 落札者の決定

落札者は、契約制限価格の範囲内で最低の価格を提示した者（総合評価方式の場合は最も評価の高い者）で、第14の規定に該当しない入札（見積り）を行った者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札（見積り）金額が、その入札（見積り）金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札（見積）金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、落札者となるべき者とししないものとする。

- 2 当該業務には、落札者となるべき者の入札（見積り）金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査する価格の基準（以下「調査基準価格」という。）がある。
- 3 入札（見積）の結果、調査基準価格を下回る入札（見積）が行われた場合には、当該入札（見積）を保留し、調査を実施する（以下「低入札価格調査」という。）。
- 4 低入札価格調査の対象者は、調査に関するヒアリング等について協力しなければならない。また、適正な品質確保及び契約履行を行うことを証明する旨の誓約書を期限までに提出しなければならない。
- 5 低入札価格調査の対象者は、調査に係る資料の提出要請に応じなければならない。
- 6 調査基準価格を下回る場合の低入札価格調査の結果、期限までに誓約書及び調査に係る資料又は同資料の一部が提出されない場合、又は入札（見積）金額に計上する直接費及び直接人件費等の額が当社の直接費、直接人件費等と比し低い場合はその設定理由が妥当と認められない場合、又は一般管理費等の額が当社の一般管理費等と比し低い場合はその設定理由が妥当と認められない場合のいずれかに該当する場合は、本条第1項に該当すると判断し措置する。

なお、上記に該当する場合は、第14第2項九に該当するとして、入札（見積り）の無効及び資格登録停止の措置を講ずる。

- 7 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに低入札価格調査の対象者に落札者となるべき者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。
- 8 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかったときは、当該入札（見積）者を落札者となるべき者とせず、次順位者を落札者となるべき者とし、第15条第9項及び第10項の規定による内訳書の提出の手続きを行った上で、直ちに低入札価格調査の対象者に対しては落札者となるべき者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となるべき者となった旨の通知をするとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。

なお、次順位者の入札（見積）金額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて第2項から第6項の手続きを行った上で、落札者となるべき者を決定するものとする。

- 9 落札者となるべき者は、入札後、あらかじめ別に作成した内訳書を当社に提出しなければならない。この場合において、郵便による入札をした者が落札者となるべき者である場合は、当社は、当該落札者となるべき者に対し速やかに内訳書の提出を求め、当該落札者となるべき者はこれに応じるものとする。
- 10 当社は、前項により提出された内訳書のうち、著しく不合理と若しくは故意にわい曲されたと認められる金額又は小さな計算の誤りについては、その入札（見積）金額を変更することなく金額又は計算の誤りの修正を要求するものとし、当該入札（見積）者がその要求に応じない場合は、落札者とししない

ものとする。

- 11 契約制限価格の範囲内の最低の（総合評価方式の場合は最も評価の高い）入札（見積り）が、第14の規定により無効となった場合又は第1項及び前項の規定により入札（見積）者が落札者となるべき者とされなかった場合には、当社は、契約制限価格の範囲内においてその次に低い（総合評価方式の場合はその次に評価の高い）入札（見積り）金額を提示した入札（見積り）者を落札者となるべき者とするものとする。
- 12 落札者の決定は、当社から落札者への契約締結決定の通知をもって行うものとする。

調査等業務の低入札価格調査マニュアル

1. 目的

調査等業務の低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、調査等業務の契約内容に適合した履行がなされるか、更には調査等の成果品の品質確保に支障が生じる恐れがないかについて、低入札価格調査通達に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

本マニュアルは、低入札価格調査通達の対象となる調査等において、低入札価格調査通達に規定する調査事項についての調査方法及び確認方法を詳細に定めたものである。

2. 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格を下回った入札を行った者に対して適用する。

低入札価格調査は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が定めた調査基準価格を下回った入札者に対して実施するものであり、本マニュアルは、上記の入札者に対して調査を実施することを目的としたものである。

3. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「低入調査」という。）は、当該入札の終了後から実施することとし、可能な限り速やかに入札者からのヒアリング、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
2. 低入調査は下記の手順で実施するものとする。
 - ① 落札者の決定を保留した段階で、最低の価格（総合評価方式の場合は最も評価の高い者）による入札者（以下「入札者」という。）に対し、低入調査を実施する旨を告げる。
 - ② 入札者に対し、低入札価格調査資料（様式-1～8、確実な品質確保及び契約履行を行う旨の誓約書（様式-9）、上記資料の裏付けとなる根拠書類をいう。以下同じ。）を作成し、入札日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に契約責任者あてに入札者から提出するように求める。なお、低入札価格調査資料の提出の際は、支店長、営業所長等の入札に関する権限を有している者又は権限の委任を受けている者から提出させること。
 - ③ 低入札価格調査資料の提出を求めた時に、入札者に対し、提出期限までに同資料の全部又は一部の提出がなかった場合、又は同資料に明らかな不備が認められる場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとする旨を告げる。**あわせて、求めた内容を資料提出要請書（別記様式-1）により入札者あて速やかに通知する。**なお、低入札価格調査資料受領後の再提出及び修正を求めることは、実施してはならない。
 - ④ 低入札価格調査資料の受領後、本マニュアル「4. 調査内容」に基づきヒアリングを行う。ヒアリングは、資料を受領した日の翌日から起算して概ね5日以内（休日を含まない。）に入札者に対して行う。
3. 入札者の経営状態、信用状態などについて保証会社等への照会を行う。
4. 低入調査の実施に際し、本マニュアルで定められたヒアリングが行われない場合は、入札者に対し、書面（別記様式-2）をもって、書面を送付した日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）にヒアリングに応じるよう通知し、これに応じないときは、「入札（見積）者に対する指示書」第15ただし書きに該当し、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」として契約責任者へ報告する旨を書き添える。
5. 低入調査を実施した結果、契約の内容に適合した履行がなされないと決定したときにあつて、次順位者の入札額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて2.以下の低入調査を実施するものとする。
6. 低入調査の実施手続については、別紙1「調査基準価格を下回る入札時の低入札価格調査フロー図」を参照すること。

4. 調査内容

低入調査においては、次の内容について重点的に調査を行うものとする。

- | | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| (1) | 当該価格で入札した理由 | (様式-2) |
| (2) | 入札金額に対応した調査等業務の内訳書 | (様式-3) |
| (3) | 当該契約の履行体制 | (様式-4) |
| (4) | 配置予定技術者名簿 | (様式-5) |
| (5) | 手持業務の状況 | (様式-6) |
| (6) | 手持ち機械等の状況 | (様式-7) |
| (7) | 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 | (様式-8) |
| (8) | 誓約書 | (様式-9) |

I. 低入調査については、次のとおり調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

当該入札価格で当該調査等業務が契約の内容に適合した履行が可能なことを確認するため、当該価格で入札した理由を、直接費、直接人件費、直接経費、特別経費、その他原価、一般管理費等、諸経費、技術経費及び再委任業者等の協力等の面から様式 - 2 (当該価格で入札した理由) に記載させること。

(2) 入札金額に対応した調査等業務の内訳書

入札金額に対応した調査等業務の内訳書について以下の調査を行う。

① 仕様及び数量

入札金額が、入札に必要な図書として交付した内訳書に対応する内訳書となっており、設計図書で規定している内容 (仕様、数量等) を理解し見積を行っていることを確認するため、入札者の内訳を、様式 - 3 (入札金額に対応した調査等業務の内訳書) に記載させること。

② 設計技術者(労務)単価及び内訳書の金額

様式 - 3 に記載された設計技術者(労務)単価及び内訳書の金額 (以下「内訳金額」という。) について、当社の内訳金額に比し相当程度低いと認められる場合は、当該内訳金額の設定理由を記載した書類及び押印付の見積書等当該内訳金額の根拠となる資料の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③ 再委任先との関係

再委任を予定している場合には、その業務実施体制について (様式 - 4) 記載させ、その再委任先からの押印付の見積書等の提出を求め、再委任先に係る見積額が入札金額に対応した調査等業務の内訳書 (様式-3) に正しく反映されていることを確認する。

(3) 配置予定技術者等

配置予定技術者の内容について、以下の調査を行う。

① 技術者等の配置

- 調査等請負契約書第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者及び照査理技術者、並びに調査等共通仕様書第 1 章 1-8 及び 1-10 に規定する現場作業責任者及び担当技術者 (以下「配置予定技術者等」という。) について、名簿の提出 (様式-5 (配置予定技術者等名簿)) を求め入札者との雇用関係の確認を示す書類 (健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し等) により直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。(建築関係のコンサルタント業務についての協力会社の技術者を配置予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札

公告後に入社したものでないことを証明する健康保険証等の写しにより確認する。)

② 手持業務の状況

○ 配置予定技術者等について、他の業務の状況との関係を確認する。(様式 - 6)

(4) 手持ち機械等の状況

手持ち機械等の状況について、当該調査等業務で使用する予定である機械等を様式 - 7 に記載させ、低価格で調達可能であるとしている場合は、保有機械等の具体の使用状況や、低価格で調達が可能(リースの場合はとしている場合は、その根拠を見積等により確認する。

(5) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

当該年度を含む過去 3 ヶ年に公共事業発注機関が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務(契約対象業務と同じ業種区分)の名称及び発注者について、様式 - 8 に記載させる(入札日時時点で履行中のものは除く。)とともに、以下の調査を行う。

- ① 過去に受注・履行した同種又は類似の業務の低入札による調査等業務の受注実績がある場合は、当該調査等について報告させ、本マニュアルの(1)～(5)に係る内容について確認する。
- ② 公共事業発注機関が発注した業務について成績評定点を記載させ、その評定点を調査・確認する。

(6) 誓約書

誓約書(様式 - 9)について、以下の調査を行う。

- ① 代表取締役の押印を確認する。
- ② 記載内容が適切であることを確認する。

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名
住所
電話番号

低入札価格調査資料の提出について

標記について、下記の資料を提出します。

記

1. 調査等名
2. 開札日 平成 年 月 日
3. 提出資料
 - ① 当該価格で入札した理由 (様式 - 2)
 - ② 入札金額に対応した調査等業務の内訳書 (様式 - 3)
 - ③ 当該契約の履行体制 (様式 - 4)
 - ④ 配置予定技術者等名簿 (様式 - 5)
 - ⑤ 手持ち業務の状況 (様式 - 6)
 - ⑥ 手持ち機械等の状況 (様式 - 7)
 - ⑦ 過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 (様式 - 8)
 - ⑧ 誓約書 (様式 - 9)

以 上

当該価格で入札した理由

| |
|--|
| |
|--|

注1：当該価格で入札した理由を、直接費、直接人件費、直接経費、特別経費、その他原価、一般管理費等、諸経費、技術経費等の算定根拠を記載すること（別添としても可）

注2：再委任業者等の協力による場合はその理由等を具体的に記載すること。

注3：当該価格で適正な履行が可能である理由を具体的に記載すること。

注4：調査等業務の内訳書（様式 - 3）に記載する、応札価格の理由と整合した記載とすること。

当該価格で入札した理由

本業務の実施にあたり、当社は公共事業の詳細設計を全国的に受注しており、経験と実績を有し、設計の効率的な対応を確立している。

①【弊社の設計システムを使用することによる削減】

本業務の主体である道路詳細設計の作業過程は、当社のシステムが構築されているものであり、横断面作成、縦断面作成、平面図作成は〇〇CADにより、一連的に作成が可能であり、数量算出も自動的に帳票出力が可能なシステムとなっている。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

②【NEXCO 仕様に精通した技術者による効率化】

電算入力記入メモの作成においては、作業を担当する技術者が NEXCO の施工管理資格を取得し NEXCO 現場での施工管理業務に従事した者であり、NEXCO の積算手法及び電算使用法等に熟知した者を配置するため、作成精度を有しながら、効率的に作業が可能である。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

③【弊社の関連会社への再委任による削減】

本業務での鳥瞰図作成については、弊社のグループ会社(協力会社)である〇〇〇企画(株)で実施することから、会社協定価格において実施するものである。費用は見積書を添付しております。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

④【業務箇所と弊社との関係による削減】

本業務の実施箇所である〇〇〇市〇〇地区の近傍に、弊社の〇〇支店があり、業務実施に当っては当支店を拠点に実施することにより、効率的に現地踏査及び設計打合せが可能である。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

⑤【図面作図等のシステム化による削減】

本業務の主体である道路詳細設計において図面作成等を当社構築システムにより一部自動生成化しており、専門業者へ外注経費の削減が可能である。そのため、本業務においてその他原価を〇.〇%として積算している。よって、NEXCO 積算に対しては率で〇.〇%低く設定している。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

⑥【弊社の事業経営方針による削減】

弊社は、本業務において一般管理費を〇.〇%として積算している。この率は、第〇〇期(平成〇〇年)の財務諸表より算出した額である。よって、NEXCO 積算に対しては率で〇.〇%低く設定している。

(従来 〇〇〇千円 今回 〇〇〇千円 節減額 ▲ 〇〇〇千円)

様式 - 2 (※記載例 2/2: 道路詳細設計をイメージしての記述である)

当該価格で入札した理由

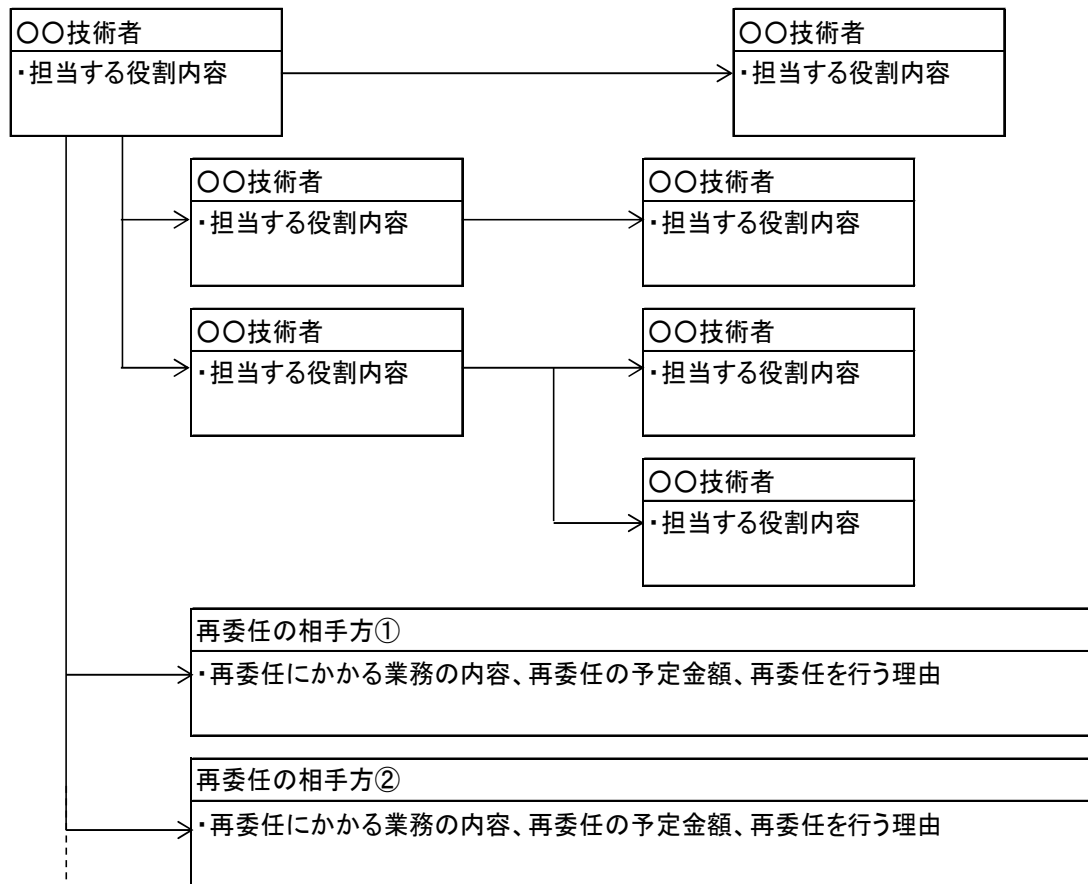
以上の削減策や弊社の積算における考えから、約〇,〇〇〇千円(消費税含まず)の減額を図ったもので、本業務を適正・的確に実施し、成果品や品質を低下させることはありません。

〈節減内訳〉

| 項目 | 節減金額 | 根拠 |
|-------|----------|----------|
| 直接人件費 | 〇〇〇 千円 | ①の一部,②,③ |
| 直接経費 | 〇〇〇 千円 | ④ |
| その他原価 | 〇〇〇 千円 | ⑤ |
| 一般管理費 | 〇〇〇 千円 | ⑥ |
| 合計 | 〇,〇〇〇 千円 | |

当該契約の履行体制

① 履行のための体制図（全体像）



② 業務に係る実施体制

| 技術者の区分 | 氏名 | 部署 役職 | 本業務で担当する役割 | 備考 |
|--------|----|----------|------------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注 1：調査等業務の内訳書（様式 - 3）に記載する、応札価格の理由と整合した記載とすること。

注 2：体制図においては、契約対象業務のうち設計図書において指定した軽微な部分も含め再委任を行う予定がある場合は、再委任の相手先ごとに、相手方名及び再委任を行う業務の内容、再委任の予定金額及び再委任を行う理由を記載する。

注 3：「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業務区分に応じて適宜設定すること。

注 4：測量業務及び土質地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場作業責任者を定め、備考欄に「現場作業責任者」と明記すること。

注 5：協力会社の技術者を配置する予定である場合は、備考欄に会社名を明記すること。

手持ち業務の状況

| | |
|--------|-------|
| 技術者氏名 | 〇〇 〇〇 |
| 当該業務役割 | 〇〇技術者 |

| 調査等業務名 | 発注機関 | 履行期間 | 契約金額 | TECRIS 登録番号 | 備考 |
|--------|------|------|------|----------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 件 | 合計金額 | | | |

注 1： 配置を予定する技術者ごとに、契約金額 250 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。

様式 - 7 - 1 (自社又は再委任予定先が機械等を保有している場合)

手持ち機械等の状況

(測量業務及び土質地質調査業務に限る)

(自社又は再委任予定先が機械等を保有している場合)

| 工種 種別 | 機械等名称 | 規格・型式・能力・年式 | 単位 | 数量 | メーカー名 | 専属的使用 予定日数 | 備考 |
|----------|-------|-------------|----|----|-------|---------------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 本様式は、測量業務及び土質地質調査業務であって、保有又はリースのどちらかに該当する様式のみ記載し、提出すれば良い。ただし、保有する機械等とリースする機械等が混在する場合は両方の様式に記載し提出すること。

注1：本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持ち機械等について記載する。

注2：再委任の相手方が保有する機械等を使用することを予定している場合は、備考欄にその旨記載すること。

様式 - 7 - 2 (自社又は再委任予定先が機械等をリースする場合)

手持ち機械等の状況

(測量業務及び土質地質調査業務に限る)

(自社又は再委任予定先が機械等をリースする場合)

| 工種 種別 | 機械等名称 | 規格・型式 能力・年式 | 単位 | 数量 | メーカー名 | リース元名 | | | 備考 |
|----------|-------|----------------|----|----|-------|-------|-----|-------------------|----|
| | | | | | | 業者名 | 所在地 | 入札者との関係 (取引年数) | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※ 本様式は、測量業務及び土質地質調査業務であって、保有又はリースのどちらかに該当する様式のみ記載し、提出すれば良い。ただし、保有する機械等とリースする機械等が混在する場合は両方の様式に記載し提出すること。

注1：本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

注2：再委任の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。

注3：「リース元」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委任先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、資本提携会社等

誓 約 書

当社は下記調査等の入札（見積り）において、下記金額で入札を行い、貴社が定める低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格となったところではありますが、この価格をもって品質の確保及び契約の内容に適合した履行を行うことを誓約します。

あわせて、下記の入札を行った金額で、再委任予定業者や機械等のリース予定業者等の見積金額を故なく減額することなど、再委任予定業者等の契約金額にしわ寄せを行うなどの行為を行わないことを誓約するとともに、当社の照査体制を含む業務履行体制について設計図書に示される内容を遵守すべく構築し、当該業務を履行いたします。

当該業務履行期間中及び業務完了後において、この誓約を違反した事実が判明した場合は、契約違反としての措置をされることに承諾いたします。

記

1. 調査等名 ○○○自動車道 ○○○○設計
2. 入札（見積り）金額（税抜） ○○,○○○,○○○円
3. 入札価格で確実な品質確保及び契約履行が行えるとした理由

以 上

中日本高速道路株式会社○○支社
支社長 ○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

商号又は名称

代表取締役名

印

注1: 本様式は、入札金額で、適正な品質の確保のための体制確保・再委任予定業者等との適正な契約及び支払を行うことを証することを目的に、代表取締役が記名・押印して作成する。

注2: 「調査等名」には、本調査等名を記載する。

注3: 「入札金額」には、入札者が行った入札金額（税抜）を記載する。

注4: 様式 - 2（当該価格で入札した理由）に記述した内容を総括して記載する。

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
(契約責任者) 〇〇 〇〇 印

調査基準価格を下回る入札時の低入札価格調査資料の提出について

(調査等名) 〇〇〇〇自動車道 〇〇〇〇設計

調査基準価格を下回る入札となった標記調査等について、下記に示す「低入札価格調査資料」(以下「調査資料」という。)を各5部提出願います。

調査資料については、調査等業務の内訳書の項目に従い整理するとともに、その根拠となる添付書類についても、適用関係が明確になるように整理してください。

提出期限までに低入札価格調査資料の全部又は一部の提出がなかった場合、又は当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、落札者としません。

なお、調査資料の作成に関する質問は受け付けないとともに、再提出及び修正は、認めません。また、必要に応じて追加資料提出の提出を求める場合があります。

記

(1) 低入札価格調査資料：下記①～⑨について、該当するものがない場合を除き、すべての提出が必要です。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 資料の提出に係る表紙 | (様式 - 1) |
| ② 当該価格で入札した理由 | (様式 - 2) |
| ③ 入札金額に対応した調査等の内訳書 | (様式 - 3) |
| ③ 当該契約の履行体制 | (様式 - 4) |
| ④ 配置予定技術者等名簿 | (様式 - 5) |
| ⑤ 手持ち業務状況 | (様式 - 6) |
| ⑥ 手持ち機械等の状況 | (様式 - 7) |
| ⑦ 過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 | (様式 - 8) |
| ⑧ 誓約書 | (様式 - 9) |

(2) 提出期限：平成〇年〇月〇日〇時 (入札日の翌日から起算して7日以内。※休日含めず。)

(3) 提出場所：中日本高速道路(株)〇〇支社総務企画部契約 (経理・契約) チーム

(4) 提出方法：5部持参してください。

以 上

別記様式 - 2 (低入札価格調査に係る資料のヒアリングについて)

番 号
平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
(契約責任補助者) 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査に係る資料のヒアリングについて

(調査等名) 〇〇〇〇自動車道 〇〇〇〇設計

標記については、既に依頼しているところですが、未だ実施に至っておりませんので、低入札価格調査対象となった〇〇〇自動車道 〇〇〇設計の入札に係る資料についてのヒアリングを下記のとおり実施することとします。

なお、ヒアリングに応じなかった場合は、入札(見積)者に対する指示書 15 ただし書きに該当し、品質の確保及び契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある旨を契約責任者に報告します。

記

- (1) 実施場所： 〇〇支社〇階〇〇会議室
- (2) 実施日時： 平成〇年〇月〇日(〇)〇〇時から

以 上

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
(契約責任補助者) 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査に係る追加資料提出要請書

(調査等名) 〇〇〇〇自動車道 〇〇〇〇設計

低入札価格調査対象となった〇〇〇〇自動車道 〇〇〇〇設計の低入札調査に係る追加資料を提出されたく要請いたします。

なお、提出期限までに追加資料の提出がなかった場合、または追加資料の不備あるいは不適切な内容が認められる場合は、入札(見積)者に対する指示書ただし書きに該当し、品質の確保及び契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして契約責任者に報告します。

記

- (1) 追加資料：〇〇〇〇〇〇
- (2) 提出期限：平成〇年〇月〇日(〇)〇〇時 (通知日から起算して7日以内(休日含まず))
- (3) 提出場所：中日本高速道路株式会社〇〇支社 契約 (経理・契約) チーム

以 上

調査基準価格を下回る入札があった時の低入札価格調査フロー図

